

第二十三号書式の二

昭和五十一年石川県条例第六十号附則第十三項に規定する老齢、退職又は障害を
支給事由とする年金たる給与の受給に関する申立書

年 月 日 (職員死亡年月日) 石川県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年石川県条例第

六十号)附則第十三項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給与を
受けている ことを申し立てる。
受けていない

一 年金制度名

一 給与の種類

一 証書記号番号

一 年金額

一 権利取得又は権利喪失の年月日

年 月 日

氏名かりがな

備考一 「年金」とは、あなたが勤務し、その後退職したことに伴う年金、あるいはあなたが加入していた
裏面記載の年金等をいいます。

- 二 受けている 受けていない のどちらかに○印をすること。
- 三 年金を受けている場合、年金証書の写しを添付してください。

年金等とは

	年金制度名	給付の種類
一	恩給法	普通恩給、増加恩給、傷病年金
二	厚生年金保険法	老齢厚生年金、障害厚生年金、老齢年金、障害年金
三	国民年金法	障害基礎年金、障害年金
四	船員保険法	老齢年金、障害年金
五	国家公務員共済組合法 <small>(旧公共企業体 （三公社）を含む。)</small>	退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、障害年金
六	地方公務員等共済組合法	退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、障害年金
七	私立学校教職員共済組合法	退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、障害年金
八	旧農林漁業団体職員共済組合法 <small>(特例年金給付)</small>	特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例障害農林年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例障害年金
九	地方公務員の退職年金に関する条例	退職年金、退隠料、障害年金、増加退隠料、傷病年金
十	日本製鉄八幡共済組合	退職年金、障害年金
十一	執行官法	普通恩給、増加恩給
十二	共済組合（旧令）等特別措置法	退職年金、障害年金、公務傷病年金
十三	戦傷病者戦没者遺族等援護法	障害年金

(注) その全額が停止されている給付、通算退職年金、及び老齢福祉年金等は除外されます。